

【対策本部会議次第】

第1回 青森県高病原性鳥インフルエンザの発生に係る
危機対策本部会議

日時：令和3年12月12日（日）
11：00～

場所：県庁南棟2階 第三応接室

次 第

- 1 開会
- 2 高病原性鳥インフルエンザの発生状況等について
- 3 本部長指示事項等
- 4 閉会

本県における高病原性鳥インフルエンザの発生状況等について

1 農場の概要

所在地 三戸郡三戸町
飼養状況 鶏 約7,000羽（種鶏）
畜舎数 3棟、平飼い

2 経緯

(1) 農場から県への通報

ア 日時 令和3年12月11日 14時
イ 内容 3棟中1棟で、死亡家きんが増加

(2) 現地調査（立入検査）

八戸家畜保健衛生所が立入りし、インフルエンザウイルス簡易検査を実施した。
検査羽数 13羽（死亡家きん10羽、生きている家きん3羽）
※結果 10羽陽性（死亡家きん10羽）

(3) 遺伝子検査（PCR検査）

青森家畜保健衛生所において、簡易検査を行った13羽中10羽でPCR検査の陽性を確認した。

(4) 疑似患畜の確認

国が、県による簡易検査及び遺伝子検査の結果等に基づき、本日10時に高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜と判定した。

3 防疫対応

(1) ～ (3) について速やかに対応する。

(1) 発生農場の措置

- ・第1班として、本庁農林水産部職員80人を動員し、本日、速やかに殺処分を開始
- ・今後、殺処分については、24時間以内に終了する予定
- ・埋却についても速やかに実施できるよう現在調整中

(2) 周辺農場の防疫措置

ア 移動制限

発生農場を中心として半径3km以内の区域について、移動制限区域として設定し、家きん等の移動を禁止

イ 搬出制限

発生農場を中心として半径10km以内の区域（上記を除く）を搬出制限区域として設定し、家きん等の搬出を禁止（搬出制限区域内では家きん等の移動は可能）

<参考>移動制限、搬出制限区域内の家きん農場数及び飼養羽数

区域	農場数	飼養羽数（羽）
移動制限（3km以内）	1	約16,000
搬出制限（10km以内）上記除く （うち岩手県管内）	25 (2)	約1,400,000 (約97,000)

(3) 消毒ポイントの設定

発生農場周辺の感染拡大を防止するため、発生農場周辺、半径3km及び10km地点付近に別紙のとおり6か所に消毒ポイントを設置予定（このうち緊急消毒ポイント設置済み）

(4) 調査・検査

県が国と協力して速やかに調査・検査を行う。

ア 疫学調査

発生農場における過去21日間の家きん、人及び車両の出入り等に関する情報を収集し、関連する家きんがいる場合には早急に調査を実施

イ 発生状況確認検査

24時間以内に半径3km以内にある100羽以上を飼育する農場に立入り、臨床検査、ウイルス検査等を実施

4 情報提供

(1) 注意喚起

県民、生産者、市町村、関係団体等への情報提供、注意喚起を随時実施する。また、ホームページに発生情報、防疫対応を随時掲載する。

(2) 風評被害の防止

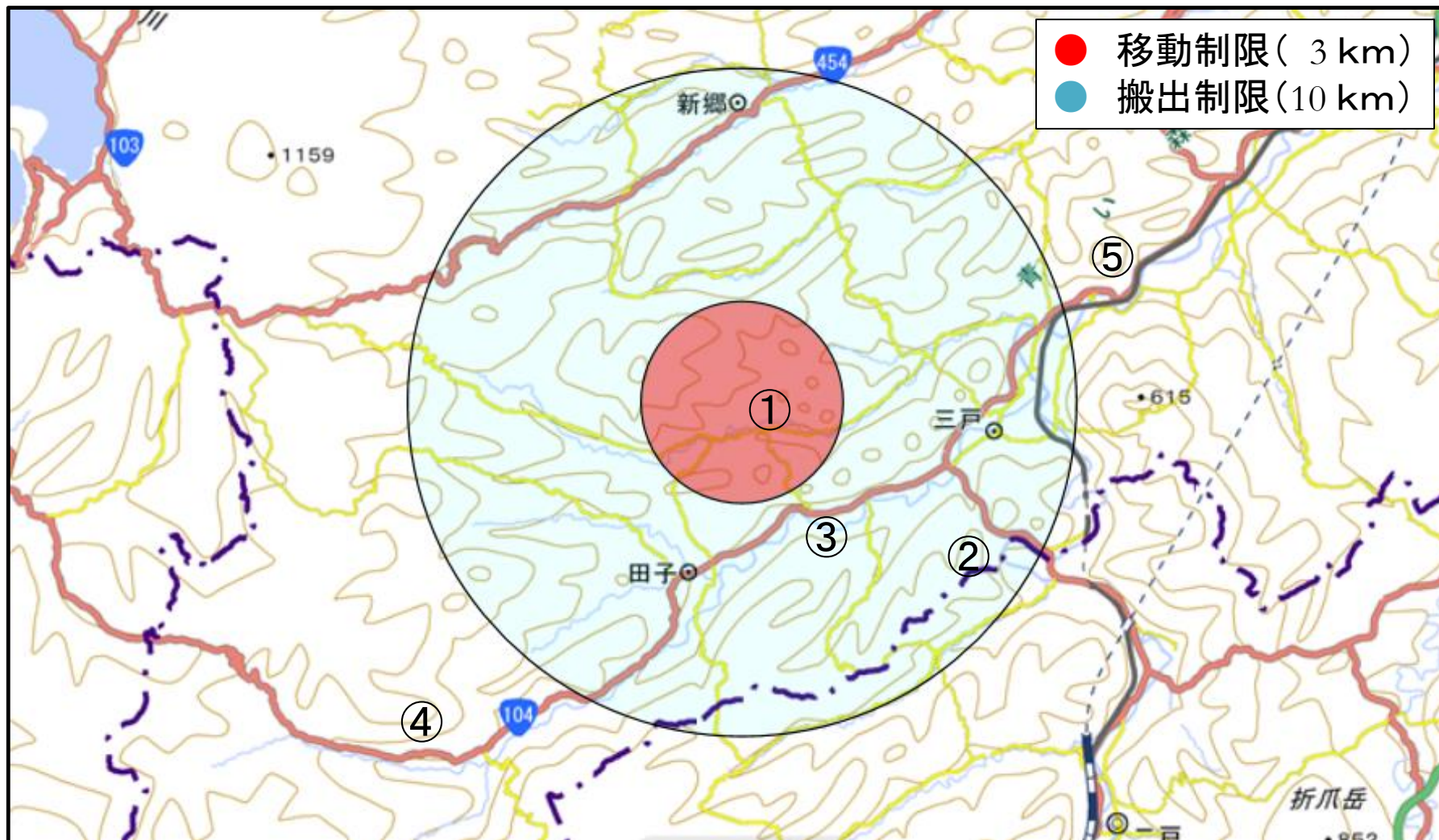
関係部局が、感染した鶏肉及び鶏卵が市場に出回ることはないこと、また、我が国では、これらを食べたことにより、人が鳥インフルエンザに感染した事例は報告されていないことをPRする。

(3) 相談窓口の設置

本庁及び出先機関に相談窓口を設置

- ・家畜・畜産物関係→県畜産課
- ・人の健康関係→県保健衛生課、各保健所
- ・野鳥関係→県自然保護課

消毒ポイント



消毒ポイント

番号	名称	所在地
緊急	現地	
①	三戸町猿辺支所	三戸町貝守字北向下田32
②	目時駐車帯	三戸町目時字沼尻68-1付近
③	三戸町斗川支所	三戸町斗内清水田14
④	関やすらぎの駐車帯	田子町関字関52-1付近付近
⑤	もしもしピット相内	南部町相内上ノ平63-1付近

青森県高病原性鳥インフルエンザの発生に係る危機対策本部会議

【知事メッセージ】

本県では平成28年以来となる、高病原性鳥インフルエンザが三戸町内農場の鶏で発生しました。

現在、徹底した防疫措置を迅速に進めるとともに、感染拡大防止に万全を尽くしております。

発生農場は、ブロイラー用の卵を生産しており、感染のおそれのある卵は市場に流通していません。また、我が国では、これまで家きんの肉及び卵を食べたことにより、鳥インフルエンザが感染した事例は報告されていませんので、県民の皆様には、これまで通り、県産の鶏肉、卵の御愛用をお願いします。

また、家きんの飼養者の皆様におかれましては、引き続き、飼養衛生管理を徹底して、発生防止対策に万全を期すとともに、特に、早期発見・早期通報を徹底していただきたいと思います。